

# 年金者連盟加入申込書

(兼委任状・依頼書)

京都府市町村職員年金者連盟の趣旨に賛同し、下記「個人情報の取扱いについて」を承知し同意の上、加入を申し込みます。

なお、連盟会費は、貴連盟の定める方法により納付することとし、全国市町村職員共済組合連合会から毎年4月に支給される私の年金から会費相当額を控除することを、京都府市町村職員共済組合を経て全国市町村職員共済組合連合会に依頼すること及び控除された会費相当額を受領することに関する一切の権限を貴連盟に委任します。

また、貴連盟の事業の実施に際し必要な場合は、次の①から⑩の私の個人情報について、京都府市町村職員共済組合から取得していただきますようお願いいたします。

- ①年金証書記号番号 ②氏名 ③住所 ④電話番号 ⑤生年月日 ⑥性別  
⑦退職時所属所名 ⑧会費計算の基礎となる年金額（支給年金額等）⑨控除額  
⑩控除不能理由

年 月 日

京都府市町村職員年金者連盟会長 様

年金証書記号番号 (受給者のみ) 8632- \_\_\_\_\_ 年金種別 (受給者のみ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

現住所 〒 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

退職時所属所 \_\_\_\_\_ 加入希望支部 \_\_\_\_\_ 支部 \_\_\_\_\_

## 【個人情報の取扱いについて】

本連盟が取得した個人情報については、個人情報保護法並びに本連盟の個人情報保護方針に基づき厳格に取扱い、次に記載する以外に本人の同意なく利用し、また、第三者へ提供することはありません。

- ・本連盟の個人情報保護方針に規定する業務の遂行上必要な場合に利用します。
- ・年金からの会費控除及び団体傷害保険料の控除をする際は、京都府市町村職員共済組合へ提供し、京都府市町村職員共済組合から年金の支給元である全国市町村職員共済組合連合会へ提供されます。

申込書送付先

〒602-8048

京都市上京区西洞院通下立売上ル 京都府自治会館内

京都府市町村職員年金者連盟 あて

TEL 075 (431) 0303

## 支 部 の ご 案 内

京都府市町村職員年金者連盟に加入されますと、同時に下記のいずれかの支部に所属していただくことになります。

勤務されていた市町村や一部事務組合で該当する支部、あるいは退職後に居住されている市町村で構成する支部をご選択ください。（他府県に居住されている場合は、下記支部の中から任意にお決めください。）

支部名	構 成 区 域	支部名	構 成 区 域
京都	京都市内の所属所	綾部	綾部市役所
乙訓	向日市、長岡京市、大山崎町の所属所	福知山	福知山市役所
宇治	宇治市役所	天田・大江	合併前の天田郡、加佐郡の所属所
城久	城陽市、久御山町の所属所	舞鶴	舞鶴市役所
綴喜	八幡市、京田辺市、綴喜郡の所属所	宮津	宮津市役所
木津川市 ・相楽	木津川市、相楽郡の所属所	与謝	合併前の与謝郡の所属所
北桑田	合併前の北桑田郡の所属所 (京北・美山)	中	合併前の中郡の所属所
亀岡	亀岡市役所	竹野	合併前の竹野郡の所属所
船井	合併前の船井郡の所属所	久美浜	合併前の久美浜町役場

京都府市町村職員年金者連盟事務局（共済組合事務局内）

TEL075-431-0303